

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和4年10月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン矢本
東松島市小松字上浮足43番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブス 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブス 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗 青森県八戸市根城六丁目22番10号	株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号
	株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤 結蔵 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

株式会社チヨダ 代表取締役 澤木 祥二 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号	株式会社チヨダ 代表取締役 町野 雅俊 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
	株式会社テレホンシステム 代表取締役 熊谷 好浩 東松島市赤井字新川前15-5
株式会社おいかわ 代表取締役 及川 信一 東松島市矢本栄町41	株式会社おいかわ 代表取締役 及川 信一 東松島市矢本栄町41
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1-21	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北24条東20丁目1-21
マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 大南 淳二 仙台市青葉区中央三丁目3番3号	マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 大南 淳二 仙台市青葉区中央三丁目3番3号
株式会社やまや 代表取締役 山内 英靖 仙台市宮城野区榴岡3-4-1	株式会社やまや 代表取締役 山内 英靖 仙台市宮城野区榴岡3-4-1
株式会社エヌ・エス・シー 代表取締役 岡崎 敏之 福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川 東218	株式会社エヌ・エス・シー 代表取締役 成田 克仁 福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川 東218
有限会社フジヤ 代表取締役 伊勢 実 石巻市あゆみ野5-1-10	有限会社フジヤ 代表取締役 伊勢 慎太郎 石巻市あゆみ野5-1-10

4 変更の年月日

令和2年11月21日（株式会社ゲオホールディングス）

令和3年5月20日（株式会社チヨダ）

平成23年8月20日（株式会社テレホンシステム）

令和2年8月11日（株式会社ツルハ）

令和3年4月1日（株式会社エヌ・エス・シー）

令和3年9月1日（有限会社フジヤ）

5 届出年月日

令和4年9月27日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所

7 縦覧期間

令和4年10月18日から令和5年2月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。